

法改正の内容

- 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合に、委員会への報告及び本人通知を義務化する。

規則改正案の概要

- 規則改正にあたっては、改正番号法と改正個人情報保護法の規定ぶりが同じ（個人情報保護法22条の2と番号法29条の4）であるため、個人情報の漏えい等の報告方法との統一も念頭に、原則、個人情報保護法規則の規定と同様の規定とする。

1. 報告対象に漏えい等の「おそれ」を追加（第2条）

改正番号法において「個人の権利利益を害するおそれ大きいもの」と改正されたこと及び個人情報保護法も漏えい等の「おそれ」が生じた場合を報告対象に含めることを踏まえ、漏えい等の「おそれ」が生じた場合も報告対象に含める。

※ 個人データの漏えい等においては、報告対象の一部の基準を「本人の数が千人を超えるもの」としているが、特定個人情報の漏えい等においては、現状の「本人の数が百人を超えるもの」のままとする。

2. 漏えい等報告の時間的制限規定の新設・報告事項規定の追加（第3条）

漏えい等報告において速報・確報の2段階の報告の時間的制限を定める、個人情報保護法と統一的な報告事項を追加する。

3. 委託先から委託元への通知方法の変更（第4条）

委託元と委託先の双方が特定個人情報を取扱っているときは、原則として、双方が報告義務を負う。
一方で、委託先が委託元である個人番号利用事務等実施者に当該事態が発生した旨を通知したときは、委託先から委員会への報告義務を免除する。

4. 本人通知義務の新設（第5条）

本人通知義務が新設されたことに伴い、本人通知事項等を定める。